

国家戦略室の設置に関する規則

平成 21 年 9 月 18 日
内閣総理大臣決定

（設置及び任務）

第 1 条 内閣官房に、税財政の骨格、経済運営の基本方針その他内閣の重要政策に関する基本的な方針等のうち内閣総理大臣から特に命ぜられたものに関する企画及び立案並びに総合調整を行うため、当分の間、国家戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 戦略室に、室長その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、戦略室の事務を掌理する。
- 3 室員は、非常勤とすることができる。

（政策参与）

第 3 条 戦略室に、政策参与を置くことができる。

- 2 政策参与は、命を受け、戦略室の所掌に係る専門的事項について意見を具申する。
- 3 政策参与は、非常勤とする。

（補則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、戦略室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 9 月 18 日から実施する。